三、ジャパン・エンバ株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第二十二号

排除命令

神戸市兵庫区都由乃町二丁目十五番地

ジャパン・エンバ株式会社

右代表者　代表取締役　植野藤次郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　ジャパン・エンバ株式会社は、昭和四十七年六月五日から同年七月三十一日までを期間とし、一般消費者を対象に、「毛皮のエンバ二十五周年記念全員ご招待セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　ジャパン・エンバ株式会社は、肩書地に本店を置き、東京都内に二店舗、名古屋市内に一店舗、京都市内に一店舗、大阪市内に二店舗および兵庫県芦屋市内に一店舗の計七店舗を有し、毛皮の輸出入、卸売および小売を業として営む事業者である。

二　ジャパン・エンバ株式会社は、「毛皮のエンバ二十五周年記念全員ご招待セール」と称し、昭和四十七年六月五日から同年七月三十一日までを期間とし、同期間中に右の各店舗において毛皮を購入した者を対象に、その購入額に応じて後記AからDまでの四コースに分け、購入者にその場でくじを引かせ、海外旅行等への招待を景品類として提供することを企画し、この企画を実施した。

コース別購入金額	旅行先・期間	一人当り経費（円）	招待人員（人）
Aコース 三六〇、〇〇〇円以上	ヨーロッパ　一五日間	三七六、五〇〇	六
	ハワイ　六日間	一二三、〇〇〇	一八
	グアム島　三日間	八六、〇〇〇	残り全員
Bコース 一八〇、〇〇〇円以上	ハワイ　六日間	一二三、〇〇〇	六
	グアム島　三日間	八六、〇〇〇	一八
	沖縄　四日間	三九、〇〇〇	残り全員

Cコース 六九、〇〇〇円以上	グアム島	三日間	八六、〇〇〇	六
	沖縄	四日間	三九、〇〇〇	一八
	韓国	五日間	三一、七〇〇	先着三〇〇
Dコース 一九、〇〇〇円以上	沖縄	四日間	三九、〇〇〇	六
	韓国	五日間	三一、七〇〇	一八
	屋島・瀬戸内海めぐり	三日間	六、三三〇	先着七〇〇
	大島・三宅島めぐり	三日間	六、一八〇	先着七〇〇

右Dコースの景品類のうち、「大島・三宅島めぐり」は、東京都内の二店舗で毛皮を購入した者を、また、「屋島・瀬戸内海めぐり」は、名古屋以西の五店舗で毛皮を購入した者を対象としている。

また、右景品類の価額の総額は、招待人員が明らかな分だけでも二千七百六十万六百円である。

三　しかるに、右景品類のうち、Aコースおよび Bコースの取引価額は、それぞれ、三十六万円以上および十八万円以上であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は五万円である。よって、Aコースおよび Bコースの景品類のうち、「ヨーロッパ旅行」、「ハワイ旅行」および「グアム旅行」は、この制限をこえるものである。Cコースの取引価額は六万九千円以上であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は三万円である。よって、同コースのすべての景品類は、この制限をこえるものである。Dコースの取引価額は、一万九千円以上であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。よって、Dコースの景品類のうち、「沖縄旅行」および「韓国旅行」は、こ

の制限をこえるものである。

また、右懸賞に係る取引の予定総額は一億五千万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は三百万円である。よって、右景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、ジャパン・エンバ株式会社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限の第一項および第三項の規定に違反する。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年十一月二十二日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二